

## 国民健康保険



### 保険料の減免

病気や倒産、失業などにより、平成13年(1月~12月)の収入が12年と比較して大幅に減少し、保険料の納付が困難になった方は、申請により保険料が減免になる場合があります。

納付が困難なときは必ずご相談ください。

**【詳細】** 区役所(17階)の保険年金課係

## 国民年金

### 半額免除の創設と学生納付特例制度の対象範囲拡大

平成14年4月分の保険料から申請免除制度に半額免除制度が導入されます。

併せて、免除基準全般が見直されるほか、学生納付特例制度の対象範囲が拡大され、夜間部・定時制課程・通信制課程に在学する学生・生徒も対象になります。なお、受け付けは、4月以降も区役所の年金係で行います。

### 第3号被保険者の届け出先が変わります

14年4月から第3号被保険者(厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者)の届け出は、区役所年金係で取り扱わなくなります。配偶者である第2号被保険者(厚生年金や共済組合の加入者)の勤務先が窓口となり、事業主または共済組合が社会保険事務所に届け出する方法に変わります。

これに伴い、第3号被保険者の種別変更や住所変更なども事業主または共済組合が行うこととなります。

### 第3号被保険者期間のある方の国民年金請求先が変更

老齢基礎年金を請求する方で、第3号被保険者(厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者)期間のある場合、4月からは社会保険事務所で請求手続きをすることになります。区役所年金係で請求手続きをできるのは、第1号被保険者(商業・農業

などの自営業・自由業者とその家族)期間のみの方になります。

第2号被保険者(厚生年金や共済組合に加入)期間がある方の請求手続き先は、従来通り社会保険事務所です。

**【詳細】** 区役所(17階)の保険年金課年金係

### 「おわびと訂正」

1月号本欄「納付書は国が発行します」の中で、平成14年4月以降の保険料の納付期限が「翌月末」とあるのは、「翌月末」の誤りでした。おわびし、訂正いたします。

## 各種手当

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続きを

#### 児童扶養手当

離婚 未婚 父親が死亡  
・重度障害者・生死不明・拘禁・児童遺棄の状態で、父親と生計を同じくしていない児童(18歳に達した年度末までの間にある児童または心身障害児は20歳未満)を養育している母親または養育者に支給されます。ただし、所得限度額以上の方は支給が停止されます。

また、支給要件該当後未請求のまま5年を経過すると時効により請求できなくなります。

すのでご注意ください。

### 特別児童扶養手当

20歳未満の重度または中度の心身障害児を養育している方に支給されます。ただし、児童福祉施設に入所している場合は支給されません。また所得限度額以上の方は支給が停止されます。

両手当とも、支給要件に該当しなくなった場合には届け出が必要です。届け出が遅れるとさかのぼって手当をお返しいただく場合がありますのでご注意ください。

**【詳細】** 区役所(17階)の保健福祉サービス課

### 児童手当・特例給付

児童手当・特例給付の2月期分(10~11月分)の手当は2月13日(水)に振り込まれます。該当する方(一定の所得限度額未満で小学校入学前の児童を養育している方)でまだ手続きをされていない方は、早急に手続きをしてください。

また、特例給付を受給している方で年金の加入状況に変更(退職、転職などによる)があったときには受給資格が消滅する場合がありますので必ず届け出をしてください。届け出が遅れた場合には、既に支払った月分の手当をお返しいただくことがあります。

**【詳細】** 区役所(17階)の保健福祉サービス課

## 広告欄